# 虐待対応マニュアル

#### はじめに

児童虐待は本来子どもをあたたかく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子どもに対する極めて重大な人格侵害です。

家庭の中で、保護者が子どものためを思っての行為であっても虐待になってしまう場合があります。虐待は、力の差がある中で起こる人権侵害です。

児童虐待が子どもに対する人権侵害であると認識すれば、児童虐待が疑われる状況を放置したり、 見過ごしたりすることはもちろんのこと、子どもが虐待を受けていることを発見できないことがい かに大きな問題であるかが理解できるはずです。

#### 1. 子どもへの虐待とは

自動虐待の定義(児童虐待防止法より)

「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に 監護するものをいう。以下に同じ。)がその監護する児童(18歳に満たないものをい う。以下同じ。)について行う次に揚げる行為をいう。

- 児童の心身に障害が生じ、又は生じるおいそれがある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすることは又は児童にわいせつな行為をさせること
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人により前二号又は次号に上げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の心身に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的障害を与える言動を行うこと。

虐待とは「不適切な関わり」全般を指し、平成16年の法改正では

- ① 保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置すること(ネグレクト)
- ② 子どもの目前での配偶者に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス) も子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば、心理的虐待として「児童虐待」に含まれることとなった。

#### 虐待の種類

• 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、首をしめる、熱湯をかける、たばこの火を押し付ける、溺れさせる、 逆さ吊にする、異物・毒物を飲ませる、戸外に長時間閉めだすなど

• 性的虐待

子どもへの性行、性的行為の強要・教唆・性器や性行をみせる、ポルノグラフティーの被写体になることを子どもに要求をするなど

・ネグレクト

適切な衣食住の世話をせず放置する、病気なのに医師にみせない、乳幼児を車の中に放置する・家に閉じ込める・家に残したまま度々外出する、

保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど

• 心理的虐待

言葉による脅かし、脅迫、無視・拒否的な態度、罵声を浴びせる、他の兄弟との極端な差別の扱い、子どもの目前でドメスティック・バイオレンスを行うなど

#### 2. 保育園の役割について

保育園では毎日長時間子どもと関わり、またその家族に日常的に接していることから、虐待の早期発見においてきわめて重要な役割を担っている。保育園の職員として虐待やその兆しを発見しやすい立場であることを自覚する。また虐待の発生予防、虐待が発生している家庭への支援という焼き割りも重要である。

#### ① 虐待の発生予防

- 保育を通じて保護者の育児負担を軽減する
- 保護者同士の交流の場を設けて育児不安を和らげる
- 子育ての悩みについて助言や支援を行う
- 地域を通して、子育て家庭の孤立を防ぐなどの支援を行う

#### ② 虐待の早期発見

- 子どもの様子、家庭の様子の観察、虐待の兆しを見逃さないようにする
- 虐待の可能性が疑われたら、速やかに主任・園長に伝える
- ③ 虐待が発生している家庭への援助
  - 役割分担をおこないチームで対応する
  - 信頼関係を保ちながら、関係機関と連携をして援助する

#### ≪子どもへの対応について≫

- 声かけを多くするなど触れ合う機会を増やし、子どもの味方であることを伝え、安心感を持たせる。
- 子どもの安全を優先し、いつもと異なる変化が見られたら、速やかに関係機関に連絡をする。

#### ≪保護者への対応について≫

- 接触の機会をできるだけ多くとるよう心かける
- ・保護者の気持ちを受容、共感する
- 子育ての不安や悩みに対して援助をする

#### 3. 虐待を受けている特徴

次のような様子が子どもに複数見られたら、児童虐待を受けていないか注意深く見守る必要がある。その際には具体的な内容を記録する。

#### 乳児の場合

- ・表情や反応が乏しく笑顔が少ない
- 特別の病気がないのに体重の増え方が悪い
- いつも不潔な状態にある
- おびえた泣き方をする
- 不自然な傷がある
- 予防接種や健康診断を受けてない

#### 幼児の場合

- 不自然な傷・あざが多い。
- 傷に対する親の説明が不自然である
- ・身長や体重の増加が悪い
- 衣服や身体がいつも不潔である
- 衣類を脱ぐことに異常な不安をみせる
- 身体接触を異常にいやがる
- おびえた泣き方をする
- 表情が乏しく元気がない
- ・基本的な生活習慣が身に付いてない
- 給食やおやつをむさぼるように食べ、何度もおかわりを欲しがる
- ・友人への乱暴な言動がある
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる

#### 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷(打撲傷)の色調変化
重傷直後の挫傷	赤みかかった青色
1~5日後	黒っぽい青から紫
5~7日後	緑色
7~1 0日後	緑がかった黄色
10日以上	黄色っぽい茶色
2~4週間	消退

#### 保護者の場合

- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている
- 子どもに対して無関心である
- 子どもに能力以上のことを無理矢理押しつけようとする
- 子どものケガ、火傷に対する説明や欠席の説明が不自然である。
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 保育士や他の保護者に対して過度に攻撃的である
- 表情が硬く、すごく疲れている
- 精神状態が不安定である
- ・被虐待歴がある
- ・地域の中で孤立をしている
- 不衛牛な牛活環境である
- ・ 夫婦仲が悪い
- 経済的に不安定である

#### ① 4. 虐待が疑われたら

保護者と子どものプライバシー(通告は守秘義務に優先する・虐待の通告は、本人の同意を得ずに 行うことが可能)保護に

- ② 子どもを保育する中で虐待が疑われる様子があったら、速やかに主任、園長に伝える。虐待防止チェックシートを記入する。チェックシートは問題のある保護者を把握するという否定的なとらえ方で使うのではなく、支援が必要な子どもの保護者を早期発見するという肯定的な考えでしようすること。
- ③ 家庭状況や保護者の心理状態、子どもの様子を把握し、園長と相談の上、必要に応じて子育て支援課へ連絡をする。
- ④ 子どもの見守りと安全を第一に考え、関係機関(子育て支援課・児童相談所等)と連携をとりながら継続的に支援をしていく。
- ⑤ ついては十分に配慮をする必要がある。

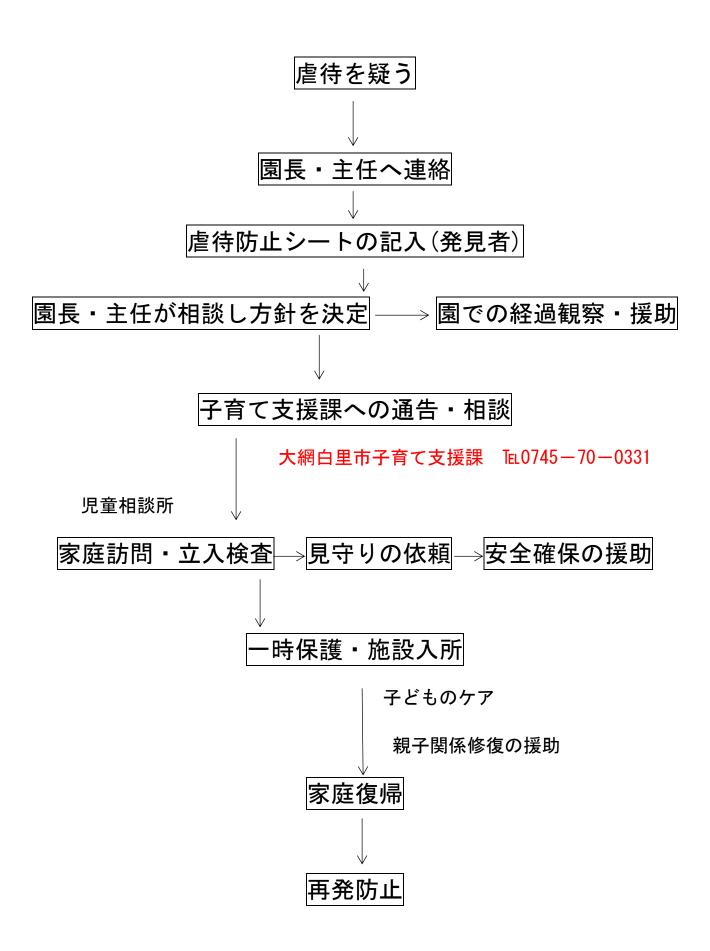
#### 5. 関係機関との連携

虐待を受けている子どもの家族は、複数な問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家庭修繕までの支援活動を進めるためには、関係機関との連携、ネットワーク作りが必要である。連携に際しては、記録が重要になってくるので、園内で起こったこと、気づいたこと等を具体的に記録する。

#### 6. 虐待防止チェックシートの記録について

虐待を疑ったら、記録を残すことが重要となる。記入するときはできるだけ詳しく記録をする。また、チェックがつく場合には虐待を疑うだけではなく、親子関係は良好か、子育てに悩んでいないかSOSのサインがほかにはないかなども注意深く観察をして記録をすることが必要である。チェックリストのどれかに該当するからと言って、必ず虐待が行われているということではありません。しかし、職員全体で把握をして虐待が疑われるかどうかの視点を統一して子どもや保護者に対してこれまで以上に十分に注意をして関わる必要があります。

### フローチャート



#### 7.職員から園児への虐待について

近年、保育者が保育園内で園児に対して虐待をしているニュースが取り上げられている。本園での対策として、子どもとの日々の関わりの中で、知らず知らずの内に虐待と疑われてしまう行動を職員がとってしまっていないのか、虐待防止チェック表を行うことで自分の行動を見返す機会を設けている。

#### ≪虐待防止チェック表(職員用)≫

子どもを呼び捨てにしていない

感情のままに大きな声で怒ったり、乱暴な言葉を発することをしていない

言うことの聞かない子の手を引っ張ったり、乱暴な行動をしていない

怒られた子を外に追い出したりしていない

「おばけ」「鬼」などの脅かす言葉を掛け、言うことを聞かせようとしていない

食事の際に苦手な食べ物を無理やり口を開かせて食べさせようとしていない

衣服の汚れ、鼻水が出ている、オムツをそのままにしていない

ふざけて子どもが嫌がることをして楽しんでいない

特定の子をひいき目でみてはいない

子どもへの言葉がけ(~しなさい、ダメ、早くして等)は雑になってはいない

午睡時、なかなか眠らない子に対し「寝なさい」と強要することはしていない

個人差や年齢差に対応せず、できないことをさせようとしていない

子どもが望まない行動の際、無理に誘うことはしていない

オムツ交換や失禁等の着替えの際、人目でつく場所で行っていない

子どもの事を褒めず、注意ばかりしていない

子どもの前で他児を傷つけたり、けなすようなことを言ってはいない

子どもの人権を傷つけるような言葉掛けをしていない

- ◎ 虐待チェック表 年2回実施
- ◎ 虐待防止研修 年1回実施

上記のことが虐待へと繋がっていくことを意識しながら、保育に取り組んでいかなければならない。子どもを守る立場として、あってはならないことであり、万が一他職員が上記の行動をしているのであれば、お互いに声をかけながら注意していく必要がある。

# 虐待予防チェックリスト

			記録日 記録者	<u>令和 年</u>	. 月		
対象者 	組_	名前		生年月日	年	月	<u>B</u>

		チェ ッ ク 項 目	
登園時の様子	子ども	口怪我(あざ、傷、その他)	
		□表情	
		□衛生面	
	/D 本 耂	一 総府 祥マ	
	保育者	□態度、様子□□を変える	
		口遅刻(連絡の有無等)	
		□忘れ物□□	
国此话	フルナ		
園生活	子ども	□食事	
		□表情 □おむつ、衣類の着脱時	
		□友人関係	
		□及八萬原   □体調不良	
		□掛泄	
 降園の様子	子ども	□ □保護者を見る表情、会話	
することが、コ	100	口保護者を避ける	
	保護者	□態度	
		口保育者を避ける	
その他	その他	口家族の様子	
	の	□夫婦関係	
	の状況	□経済状況	
		口いつもと違う様子	
対応			

## 虐待防止チェック表(職員用)

ありんこ親子保育園

年	月	$\Box$	記入者

※下記のチェック項目を確認し、出来ているものに○△×を記入してください。

子どもを呼び捨てにしていない	
1 C O G 中 C I C C C M M M	
感情のままに大きな声で怒ったり、乱暴な言葉を発することをしていない	
言うことの聞かない子の手を引っ張ったり、乱暴な行動をしていない	
怒られた子を外に追い出したりしていない	
「おばけ」「鬼」などの脅かす言葉を掛け、言うことを聞かせようとしていない	
食事の際に苦手な食べ物を無理やり口を開かせて食べさせようとしていない	
衣服の汚れ、鼻水が出ている、オムツをそのままにしていない	
ふざけて子どもが嫌がることをして楽しんでいない	
特定の子をひいき目でみてはいない	
子どもへの言葉がけ(~しなさい、ダメ、早くして等)は雑になってはいない	
午睡時、なかなか眠らない子に対し「寝なさい」と強要することはしていない	
個人差や年齢差に対応せず、できないことをさせようとしていない	
子どもが望まない行動の際、無理に誘うことはしていない	
オムツ交換や失禁等の着替えの際、人目でつく場所で行っていない	
子どもの事を褒めず、注意ばかりしていない	
子どもの前で他児を傷つけたり、けなすようなことを言ってはいない	
子どもの人権を傷つけるような言葉掛けをしていない	

を記入してください。	

※上記のチェックでOがつけられなかった場合どのように改善していくか、チェックを通して感じたことなど